事 務 連 絡 令和2年2月12日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に おける新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、都道府県、保健所設置市及び特別区に別添のとおり連絡しておりますので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。